

原子力災害対策指針及び関係規則類の改正案  
に対する意見募集の結果について  
(緊急時活動レベル(EAL)の見直し)

令和2年10月28日  
原子力規制委員会

1. 概要

原子力災害対策指針及び関係規則類の改正案について、行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく意見募集を実施しました。

期 間：令和2年9月17日～令和2年10月16日(30日間)

対 象：

- 原子力災害対策指針の一部改正案
- 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則案
- 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部改正案

方 法：電子政府の総合窓口(e-Gov)、郵送、FAX

2. 意見公募の結果

○御意見数：1件

○御意見に対する考え方：別紙のとおり

---

御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙1のとおり1件。

原子力災害対策指針の一部改正案、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則案、及び原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部改正案に関する提出意見とこれに対する考え方（案）

番号	提出意見	考え方
1	<p>「炉心の損傷を防止するために」という文言が追加されることによりどう変わるのか良く分かりませんが、どのような意図があるのか教えて下さい。</p>	<p>ご指摘の部分は、原子力災害対策指針等において、施設敷地緊急事態の通報事象の一つとして、「炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。」としていたものを「原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。」に改正するものです。「炉心の損傷を防止するために」という文言の有無による違いについて、次のとおり御説明します。</p> <p>原子炉格納容器圧力逃がし装置（いわゆるベント装置）は、炉心の損傷前に使用する場合と損傷後に使用する場合があります。本改正は、新規制基準に適合した加圧水型軽水炉における炉心の損傷前の原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用に係る通報事象を見直したものです。</p> <p>具体的には、これまで、新規制基準に適合した加圧水型軽水炉においては、格納容器再循環ユニット等により崩壊熱を除去し、原子炉格納容器の破損を防止することとしていた（原子炉格納容器圧力逃がし装置はなかった）ところ※、特定重大事故等対処施設として原子炉格納容器圧力逃がし装置が新設された場合には、炉心の損傷を防止するためだけでなく、原子炉格納容器の破損を防止することを目的として原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用することも想定されることとなります。</p> <p>このため、原子炉格納容器の破損を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用する場合についても施設敷地緊急事態として通報事象とすることとし、「炉心の損傷を防止するために」という限定を削除するものです。</p> <p>※ このため、当該規定は、沸騰水型軽水炉における炉心の損傷を防止するための原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用に適用され、加圧水型軽水炉については、いわゆる空振りとなっていました。</p>